政府短期証券	108,482,630,000
内訳	
外国為替資金証券	106,869,730,000
石油証券	1,157,900,000
食糧証券	455,000,000
合計	846,496,975,379

㈱　千円未満を切り捨ててある。

2．国有財産現在高

区分		数量単位	20年度末現在高	
			数量	価格（千円）
土地		平方メートル	87,668,078,441	19,162,159,849
立木竹	樹木	本	6,611,420	107,219,948
	立木	立方メートル	1,045,222,235	6,687,000,538
	竹	束	706,933	754,704
	計			6,794,975,190
建物	建面積	平方メートル	26,485,427	4,519,404,466
	延べ面積	平方メートル	58,218,230	
工作物				6,470,774,298
機械器具				54,433
船舶	汽船	隻 トン	1,054 198,329	246,575,752
	艦船	隻 トン	331 482,542	1,797,470,534
	雑船	隻	922	4,078,014
	計	隻	2,307	2,048,124,301
航空機		機	1,790	2,265,910,081
地上権等		平方メートル	3,099,162	1,018,139
特許権等		件	1,197,684	2,920,707
政府出資等				61,083,960,017
不動産の信託の受益権		件	196	19,735,462
合計				102,369,036,947

㈱　単位未満を切り捨ててある。

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成20年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成22年４月９日　　宮城労働局長　小山　浩一

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　宮城県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　男子服製造業に係るまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり（すみまつり）	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（10センチメートル）につき　26円
	肩裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（17センチメートル×２）につき　34円
	そで付け裏まつり		１枚（60センチメートル×２）につき　109円
	前裏すそまつり	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１枚（30センチメートル×２）につき　32円
	見返し奥星入れ	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１枚（70センチメートル×２）につき　78円
	見返し７ミリメートル星入れ		１枚（45センチメートル×２）につき　52円
	そで口裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（32センチメートル×２）につき　60円
	背裏鎖止め（鎖止め）	鎖糸ループ長さ１センチメートル	１枚につき　14円
	ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（10センチメートル）につき　15円
	背すそまつり		１枚（20センチメートル×２）につき　50円
	糸くず取り		１枚につき　32円